

府内協定締結医療機関 御中

大阪府健康医療部長

感染症法に基づく医療措置協定の措置に係る運営の状況等の報告について

日頃から、健康医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、国より令和6年12月5日付で、感染症法第36条の5に基づき、令和6年10月1日時点で医療措置協定を締結している医療措置協定締結医療機関より都道府県に対し、協定の措置に係る運営の状況等の報告を実施いただきたい旨の依頼がありましたので、下記のとおり、協定の措置に係る運営の状況等を電磁的方法（G-MS）により本府に報告いただきますようお願いいたします。

なお、本報告は、法上、正当な理由がある場合を除き、速やかに報告しなければならないとされており、また、G-MSによる報告が努力義務とされています。

別途、国からもG-MS登録医療機関に対しては、本件と同様のメールが発出されておりますのでご了知ください。

記

1 依頼事項

G-MSに貴医療機関のアカウントでログインいただき、令和6年12月15日（日）時点の協定の措置に係る運営の状況等を回答してください。（調査報告に係るマニュアルは次ページに記載）

※ 本依頼文の送付時に、参考として貴医療機関が締結している医療措置協定書を添付しております。

※ 本報告だけでは医療措置協定の内容は変更されませんのでご注意ください。

※ [その他]項目は、可能な限りすべて回答をお願いします。（それ以外の項目は任意）。

（[その他]項目：研修又は訓練の実施有無、院内感染対策に関する地域ネットワークの参加有無等）

□G-MS ログインページ：<https://www.med-login.nhlw.go.jp/s/login/>

※ ログインIDやパスワード、操作方法等が分からない方は、

[厚生労働省G-MS事務局（TEL: 050-3355-8230）](https://www.mhlw.go.jp/stf/shinkou-kansen-gmi-s@nhlw.go.jp)にご確認ください。

※ G-MSによる報告がどうしても不可能な場合は、府ホームページに掲載している調査票様式で回答をお願いいたします。

2 回答期限 令和7年1月10日（金）〆切

3 府ホームページ（医療措置協定に係る実施状況等の報告について）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100050/iryo/osakakansensho/zissizyokyo.html>

【問合せ先】

≪G-MSの操作に関すること≫

厚生労働省G-MS事務局（平日9時～17時）（土日祝日、年末年始(12/28～1/5)を除く）

TEL：050-3355-8230

メール：helpdesk@gmis.nhlw.go.jp

≪本報告内容に関すること≫

厚生労働省医政局地域医療計画課 新興感染症担当

メール：shinkou-kansen-gmis@nhlw.go.jp

※都道府県名、医療機関名（所在地、ご担当者名も可能な限り）を明記（順次、国から回答）

※コールセンターの混雑を避けるため、可能な限りG-MS上にある「お問合せ」機能やメール問合せをご活用ください。

≪医療措置協定の内容（変更等）に関すること≫

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課 計画調整グループ

TEL：06-4397-3612（平日9時半～17時半）（土日祝日、年末年始(12/28～1/5)を除く）

事務連絡
令和6年12月5日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療措置協定の措置に係る協定締結医療機関の
運営の状況等の報告開始について（周知依頼）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の5第2項の規定に基づき、都道府県は、協定締結医療機関に対して、協定の実施状況等の報告を求めることができることとしています。

協定の実施状況等の報告については、「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」（令和5年5月26日）において、電磁的方法による報告は医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告とし、平時においては、年1回、協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等を、感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定の措置の実施の状況等を、それぞれ報告いただく予定としているところです。

今般、G-MISによる協定締結医療機関からの年1回の報告について、別紙のとおり実施いただくこととしましたのでご連絡いたします。

都道府県におかれては、管下の協定締結医療機関に周知いただくとともに、今後の報告等が円滑になされるよう、御配慮をお願いいたします。

以上

(別紙)

1 平時における協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等報告(平時報告)の実施期間について

(1) 今年度の平時報告実施期間については、以下のとおりといたします。

開始：令和6年12月9日(月)

終了：令和7年1月10日(金)

(2) G-MISの報告画面は現在改修中であり、令和6年12月6日(金)9時より、感染症法に基づく医療措置協定に係る報告の機能が追加されます。

各協定締結医療機関におかれましては、同機能のリリース後、G-MISへのログイン等操作を実施いただき、後述6の操作マニュアルをご参照の上、画面をご確認ください。

なお、同機能の追加作業実施に伴い、令和6年12月5日(木)午前6時から令和6年12月6日(金)午前9時は既存の一部機能が一時的に非表示となるため、ご利用できません。

【参考】改修後のG-MISログイン後画面(例：病院ユーザの場合)

①「感染症関連調査」のボタンをクリック



②「年次調査 医療措置協定締結医療機関運営状況調査」のボタンをクリック



③回答対象のタイトルをクリックし、**令和7年1月10日(金)までに報告**

(別紙)

報告を行っていない場合は、「回答ステータス」が「未回答」と表示されます。

タイトル	回答ステータス	医療機関名	医療機関コード
2024年度 病況_年次調査	未回答		
2024年度 病況_年次調査	未回答		

【注意】回答対象について

年次調査は、協定の締結内容に応じて以下の2種類に分かれています。

- ・協定締結医療機関運営状況調査（病床確保/発熱外来/後方支援）
- ・協定締結医療機関運営状況調査（自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄）

病院・診療所においては両方ご回答ください。

- ・協定締結医療機関運営状況調査（病床確保/発熱外来/後方支援）
- ・協定締結医療機関運営状況調査（自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄）

薬局・訪問看護事業所においてはこちらをご回答ください。

- ・協定締結医療機関運営状況調査（自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄）

2 今年度の報告対象医療機関及び報告の時点等について

- (1) 都道府県と協定を令和6年10月1日(火)までに締結した医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）を対象に、令和6年12月15日(日)時点の協定の措置に係る運営の状況等をG-MISにて報告いただくこととします。

※都道府県と医療措置協定を締結しているにもかかわらず、報告画面が表示されない場合は以下の「7 照会先」より、G-MISの「お問合せ」機能をご利用いただくか、厚生労働省 G-MIS 事務局にご連絡ください。

(2) 報告の根拠

感染症法第36条の5により、協定締結医療機関から都道府県への協定の実施状況等の報告について、以下のとおり規定されています。

- ・協定締結医療機関は、都道府県から協定の実施状況等の報告の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに報告しなければならない。(第3項)
- ・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）は、電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行わなければならない。(第5項)
- ・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）以外の協定締結医療機関は、

(別紙)

電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行うよう努めなければならない。（第6項）

※ 報告義務違反に対する罰則は規定されていない。

- (3) 報告いただく項目には、医療措置協定の内容も含まれていますが、G-MIS での報告だけでは医療措置協定の内容は変更されません。協定締結医療機関が医療措置協定の内容を変更したい場合は、必ず都道府県と協議を行うようにしてください。

また、報告いただく項目について、協定を締結していない項目については必ずしも回答する必要はありませんが、都道府県から回答様式等の指示が別途ある場合はそちらに従ってください。

- (4) 第一種協定指定医療機関以外の医療機関において、G-MIS による報告が困難である場合は、各都道府県の指示に応じて報告を行ってください。

3 報告実施のお知らせについて

- (1) G-MIS に登録されている各協定締結医療機関に対し、G-MIS 事務局より、以下の日程・件名でメール依頼を予定しています。

① 日程：令和6年12月9日（月）

② 件名：【依頼 12/9】感染症法に基づく医療措置協定の平時報告について

※なお、新興感染症の発生・まん延等には別途、有事報告に関するメール依頼を行う予定です。

有事報告は、日次調査（毎日実施。病院及び診療所のみ対象）と週次調査（週1回実施）の2種類に報告内容が分かれています。新興感染症の発生・まん延等に有事報告の依頼があった場合は、報告漏れの無いようお願いいたします。

4 報告実施のリマインド及び報告期間終了のお知らせについて

- (1) G-MIS に登録いただいている各協定締結医療機関に対し、G-MIS 事務局より、以下の件名でリマインドメールの送信を予定しています。

○件名

【リマインド：依頼 12/9】感染症法に基づく医療措置協定の平時報告について

- (2) G-MIS に登録いただいている各協定締結医療機関に対し、報告期間終了後、G-MIS 事務局より、以下の件名で報告期間終了のメール送信を予定しています。

○件名

令和6年度改正感染症法施行（医療措置協定締結内容等）に係る平時報告の報告期間終了について

5 今後の新型コロナ調査及び地域病床見える化機能について

(別紙)

- (1) 今回の改修作業に伴い、令和6年12月6日(金)より、新型コロナに対する従来の日次調査・週次調査については非表示となります。同日より協定締結医療機関に対し日次・週次調査(新興感染症)が新たに表示されますが、従来の新型コロナの日次調査・週次調査と同等の項目も調査項目に含まれておりますので、都道府県において引き続き新型コロナの調査を継続する場合は、日次・週次調査(新興感染症)も活用できます。
- (2) 地域病床見える化機能について、これまで日次調査(新型コロナ)の回答内容が反映されておりましたが、今回の改修に伴い、日次調査(新興感染症)の回答内容が反映されます。



6 FAQ、操作マニュアル、入力要領の掲載について

現時点で、以下のとおり厚生労働省ホームページへの掲載を予定しています。

※G-MISの改修状況によって、前後する場合がございます。

・FAQ掲載

令和6年12月6日(金)

・操作マニュアル掲載

令和6年12月6日(金)

・入力要領掲載

令和6年12月6日(金)

【掲載先】協定締結医療機関における医療措置協定の運営・実施状況等の報告について

https://www.mhlw.go.jp/stf/0000089060_00003.html

※G-MISログイン後のトップページ(<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>)からも参照可能です。

7 照会先

報告画面のリリース後、上記FAQ等をお読みいただいた上で、ご不明な点等ございましたらG-MISの「お問い合わせ」機能をご利用いただくか、以下の照会先へご照会いただきますようお願いいたします。

(別紙)

・G-MIS 「お問合せ」機能について

「お問合せ」機能では、G-MIS 事務局にシステム操作方法等の質問を行うことができます。操作手順は以下のとおりです。(過去のお問合せの確認方法等については、操作マニュアルをご参照ください)

①ホーム画面から「新規お問合せ」ボタンをクリックすると、入力画面が表示されます。

The screenshot shows the G-MIS home page. At the top, there is a navigation bar with links for Home, Inquiry, Contact, FAQ, Report, and Inquiry Status. A search bar is located below the navigation. A central message states: "G-MISの担当者に変更がある場合には、「ユーザ基礎情報登録」から担当者の引き継ぎを行っていただきますようお願いいたします。" Below this is a table of recent notices. A large orange button labeled "ユーザ 基礎情報登録" is prominent. Below it are several colored buttons for "感染症関連調査", "後方支援医療機関についての調査", "病床機能報告", "外来機能報告", "特例水準申請(医師時短計画)", and "各種調査・報告". On the right side, there is a "地域病床見える化" button and a "よくあるご質問" section. At the bottom right, a blue button labeled "新規お問合せ" is highlighted with a red box and a circled number 1.

② 「件名」、「内容」などを入力し、「登録」ボタンをクリックします。

(別紙)

The screenshot shows the G-MIS website interface. On the left, there is a navigation menu with 'ホーム' (Home) and 'その他' (Others). The main content area is titled '新規お問い合わせ' (New Inquiry) and contains a form with the following fields: '件名' (Subject), '内容' (Content), '担当者名 (入力)' (Staff Name) with the example '病院A-1担当者1', and '連絡先 (入力)' (Contact Information). There is a 'ファイル添付' (Attach File) button and a '登録' (Register) button. On the right, there is a search bar and a section titled 'もしかして?' (Maybe?). This section lists several common issues with their respective dates: 'FAXが届いていない... 2020/11/30', 'PWの変更方法を教えてください 2020/12/25', '日次・逐次調査シートの記入方法を教えてください 2020/12/01', 'スマートフォンからでもアクセスはできますか 2020/11/26', 'ログインID/PWを紛失したので書面で送ってほしい 2020/12/01', '入力ができない、制限は設けているのか 2020/11/30', 'WEBフォームのトップページ (ログイン画面) が開けない 2020/12/01', '医療機関窓口調査シートは必ず提出の必要があるのか 2020/12/01', 'いつまで出せば大丈夫なのか教えてください 2020/11/26', and '書き換えたので、新しいシートをFAXでおくってほしい 2020/12/01'.

・ G-MIS の操作に関するお問い合わせ

厚生労働省 G-MIS 事務局

メールアドレス: helpdesk@gmis.mhlw.go.jp (対応時間: 平日 9時~17時、土日祝日、
年末年始を除く)

・ 本事務連絡に関するお問い合わせ

厚生労働省医政局地域医療計画課 新興感染症担当 (G-MIS 専用)

メールアドレス: shinkou-kansen-gmis@mhlw.go.jp

お問い合わせの際は、都道府県名、医療機関名を (可能であれば所在地、ご担当者名も) 明記の上、上記アドレスまで送信いただくようお願いいたします。順次回答いたしますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※個別の協定締結内容の変更等については、管轄の各都道府県へお問い合わせください。

感 対 第 2656 号
令和 6 年 12 月 9 日

一般社団法人 大阪府薬剤師会
会長 乾 英夫 様

大阪府健康医療部長

感染症法に基づく医療措置協定の措置に係る運営の状況等の報告への御協力について（依頼）

日頃から、健康医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、国より令和 6 年 12 月 5 日付で、感染症法第 36 条の 5 に基づき、令和 6 年 10 月 1 日時点で医療措置協定を締結している医療措置協定締結医療機関より都道府県に対し、協定の措置に係る運営の状況等の報告を実施いただきたい旨の依頼がありましたので、添付資料のとおり、医療措置協定締結医療機関に対し、協定の措置に係る運営の状況等を電磁的方法（G-MS）による本府への報告依頼を行いました。

本報告は、法上、正当な理由がある場合を除き、速やかに報告しなければならないとされていることから、貴会におかれては、本依頼についてご了知いただくとともに、会員に対して本依頼へのご協力について周知くださいますようお願いいたします。

添付資料

- ・令和 6 年 12 月 9 日付協定締結医療機関依頼文

【問合せ先】

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課
計画調整グループ 医療措置協定担当
TEL : 06-4397-3612